

【正誤表】

『元徴収官による地方税徴収マニュアル』の本文中に、下記の誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

一般財団法人 大蔵財務協会

【8 頁】

「表 2-1」 財産差押関係／84 滞調法 14

書 類 名		取扱区分		
		配達証明郵便	簡易書留郵便	普通郵便
差押え及び交付要求解除 (通知)書(裁判所用)	正		○	○
	誤	○	○	○

【54 頁】

「表 4-3」 金銭的／徴法 39 法 11 の 8

主たる 納税義務者	第二次 納税義務者		成立要件
財産を無償譲渡等した者	無償又は著しい低額の譲受人、受益者	正	1 滞納地方税の法定納期限の1年前の日以後に、 <u>無償又は著しい低額の譲渡、債務免除その他第三者に利益を与える処分をしたこと</u>
		誤	1 滞納地方税の法定納期限の1年前の日以後に、 <u>親族その他特殊な関係のある個人又は被支配会社に事業を譲渡した</u> こと

【96 頁】

【参考】取引事例比較法

正	間接法のほか、AとXと比較する <u>直接法</u> があります。
誤	間接法のほか、AとXと比較する <u>直説法</u> があります。

【112 頁】

「3 理由附記の記載」 その他／公売通知書

正	国税徴収法第 <u>96</u> 条に基づき公売を行う旨の記載
誤	国税徴収法第 <u>94</u> 条に基づき公売を行う旨の記載